

第15回(2022年第2回) TC フォーラム政策勉強会報告(2022年4月6日開催)メモ

第15回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2022年4月6日開催(報告日:2022年4月8日)

報告者 益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。

コロナ禍で、リアルな勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、Zoomの配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。第8回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。希望者は、事務局(info@tc-forum.net)にEメールで申し込んでください。

次回は、政策勉強会は、以下の定時総会での記念講演となります。

納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム第30回定時総会・記念講演

日時: 2022年6月1日(水)午後1時30分開始

会場: 東京・第2衆議院議員会館 第3会議室

開催形式:

ハイブリッド開催(リアル/会場+Zoom配信ツールによるオンライン)

■第1部

記念講演

テーマ: **インボイス導入問題を再点検する**

講師: **岡田俊明**

(TCフォーラム運営委員・税理士)

■第2部

TCフォーラム定時総会

* 詳しくは、開催細目が決定し次第、HPや郵便でお知らせします。

第15回(2022年第2回)TCフォーラム政策勉強会報告

[2022年4月6日(火)午後 3:00~5:00 Zoom によるオンライン開催]

第15回 納税者運動と租税立法の現実

報告者 **石村 耕治**

(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

《石村報告のまとめ》 評者 益子良一

- ・ 第15回(2022年第2回)のTCフォーラム政策勉強会では、石村耕治共同代表から「納税者運動と租税立法の現実」のテーマで報告が行われた。報告レジメ/資料としては、「納税者運動に役立つ税金立法の基礎知識～国会を使いこなす作法をおさらいする:納税者権利憲章制定実現の新たなうねりを求めて」TCフォーラム研究報告2022年2号が使われた。[1984b974750fc62dd2f6915c0425ae1c.pdf \(tc-forum.net\)](https://tc-forum.net/1984b974750fc62dd2f6915c0425ae1c.pdf)
- ・ 今回の政策勉強会では、石村代表の基調報告のあと、参加者による自由討論の形で議論が活発に行われた。
- ・ 租税立法(税金立法)には、政府立法と議員立法がある。しかし、現実には、租税に関する議員立法は皆無に近い。財務省など行政府が租税に関する法律をつくる政府立法一辺倒の常態にある。そして、「唯一の立法機関」であるはずの国会には、こうした現実を当然視する風潮がある。
- ・ 自民党税制調査会(宮沢洋一会長)は12月9日に総会を開き、22(令和4)年度税制改正大綱案を了承し、自民・公明の両党は翌10日に22(令和4)年度与党税制改正大綱を決定した。その後、12月24日(金)に政府は来年度予算案と同時に「税制改正の大綱」として閣議決定した。第208回通常国会は22年1月17日(月)に召集され、会期は150日、6月15日までされた。7月10日に参議院選挙が予定されており、会期延長はできない。また、税制改正法案は、例年通り一括法案として1月25日(火)に上程され、2月中に衆議院審議を終え参議院に送られ3月22日に賛成多数で成立した。
- ・ このように、年度の税制改正法は、例年、政府租税立法で成立している。議員租税立法は、財務省や総務省主導の政府租税立法には太刀打ちできない常態にある。石村代表は、わが国の立法プロセスについて、詳しく説明された。
- ・ このような立法環境では、TCフォーラムのような納税者団体が打ち立てた租税政策を法律にするには、政府立法のベースに乗るか、あるいは、議員立法を野党に乞うしかない。

どちらの道を選択するにしろ、現時点では、その展望は決して明るくない。

- ・ 石村代表はいう。「現在、野党にはTCフォーラムが掲げる納税者権利憲章法案、金融機関口座情報照会手続法(仮称)【石村耕治「Q&A 銀行調査のオンライン化と納税者の権利」TCフォーラム政策研究2021年1号参照(2d151de98e596121bf3d8ccd7f485107.pdf(tc-forum.net))、電子的税務調査手法や特定電子機器/電子ツールを規制する法案などを実現できる『勢い』がない】と。
- ・ 石村代表は、「TCフォーラムは、空砲を打つ、花火を打ち上げ『力』はついてきた。しかし、真に提案した政策を実現できる『勢い』のある組織なのであろうか？本気度が問われている。どんな組織でもしっかり実行してはじめて存在意義がある」と疑問を投げかけた。
- ・ 加えて、石村代表は、質問主意書の使い方も説明された。私たち納税者や納税者団体が、質問主意書を含め、「国会を使いこなす」作法を共有することは大事である。納税者団体として、租税立法手続についての勉強は不可欠である。
- ・ 石村代表の基調報告をうけて、その後、納税者権利憲章法制定の運動をどう進めるかについて、参加者とキャッチボールが行われた。
- ・ TCフォーラムの納税者権利憲章制定運動は、旧民主党政権の誕生で、一時実現するかに見えた。しかし、旧民主党政権時代の末期の財務省に迎合的な野田政権の誕生、東日本大震災の発生で、「権利」を嫌う財務省などの巻き返りで、頓挫してしまった。挫折した傷は深い。
- ・ 今後、納税者権利憲章法の制定に再チャレンジする場合、議員立法によるか、政府立法によるかの選択も重い課題である。しかし、それ以上重いのは、納税者権利憲章法の制定は、国税通則法のような根幹を変える立法をすることである、という自覚が必要なことである。こうした大改革は、議員立法で実現できるかどうかはまったく視界不良である。現在の立法府のメンバーに自らの力で重い法律改正や新報制定に強い意欲を持たせるのが至難だからである。議員回りをだけでは、大きな期待ができないこともある。
- ・ 「議員立法で納税者権利憲章法を目指す」といった発言もあったが、軽々な発言は控えて欲しいところだ。税者権利憲章法の制定に再チャレンジするのは、一度ポシャってしまった大きな飛行船を人海戦術で膨らませるような大作業がいるからである。かなり膨大なエネルギーがいる。
- ・ 運動の再生に、若い人たちの力に期待するのもわかるが、「納税者としても権利意識の希薄化」をどうするかも重い課題であるとの指摘があった。
- ・ 納税者権利憲章法の実現については悲観論も強い。しかし、TCフォーラムは、会議だけ開いて組織を生き長らえていた時代に比べると、様変わりしたと思う。ネット/デジタルも駆使する方針に対転換し、HP(ホームページ)のアクセス数も、優に20万件を超えている。

- ・ 組織存続だけで TC フォーラムの会議だけをやるかつての姿に戻ってはいけないと思う。実のある活動が必須である。ただ、民主主義は時間がかかるもので、逆にそれが民主主義のよいところだとも思う。
- ・ 今回、参加者のなかからは、さまざまな意見が寄せられた。「結論」を急ぐものではないものの、議論の中から新しい発想も生まれているのではないか、と思う。

《22年4月6日開催運営会議報告》

- ・ 石村共同代表による第15回政策勉強会「納税者運動と租税立法の現実」の報告・討論を終えた後、TCフォーラム運営会議をPM5:00頃から開催した。
- ・ 運営会議では、平石事務局長から、パンフ『質問応答記録書とは何か』とパンフ『納税者支援調整官を使いこなそう』の頒布状況についての報告があった。どちらも、頒布状況はおおむね良好である。
- ・ ちなみに、保団連では、パンフ『質問応答記録書とは何か』が会員に大変好評であり、地域によっては地元医師会に幅広く頒布しているところもあるとの報告があった。
- ・ また、益子共同代表から、次のような指摘をいただいた。

「現場にいますと、税理士の中にも純粹というべきか、質問応答記録書の意味もわからず、税務署から言われたら単純に出せばよいと思い込んでいる人もいるような気がしていて危機感を覚えていました。またかなりひどい税務調査について、せつかく納税者支援調整官制度があるのに、民主的団体が積極的に利用している動きがないことに、歯がゆい思いをしていました。納税者支援調整官制度について課税庁は、積極的に宣伝していないように感じています。この制度を使うことにより問題点が浮き彫りにして、運動することで改善していく方向に持っていく必要があると考えます。それから、情報公開法を駆使して、課税庁の密室行政の扉を開く活動を強化する必要があると思います」と。
- ・ 正鵠を射た指摘である。TC フォーラムのパンフ頒布の仕方に工夫がいるのではないか。ファジーな納税者権利憲章のモデルを PR するのも大事だが、法制化実現の可能性は見えてきていない。このことから、実利的な面から、納税者や納税者団体、税の専門職などを教化するパンフの発行、頒布も大事ではないか。
- ・ 確かにムシロ旗を振る運動も大事である。しかし、同時に納税者や納税者団体、税の専門職などが理論武装をして闘えるように、パンフをつくり、HP での公開などを含め、運動の大衆化を模索しないといけない。この場合、パンフは、わかりやすく、誤りのない、品質の高いものを目指さないといけない。
- ・ 続いて、2022年度定時総会の開催日時、場所、記念講演のテーマなどについて、検討が行われた。開催日時、場所等については、前記のとおり決定された。

- ・ 記念講演のテーマの決定にあたっては、さまざまな意見があった。おりしも、22年1月1日から電子帳簿保存法(電帳法)改正が施行された。ただ、事業者の準備が整っていないことを理由に、取引相手から電子データで受け取ったものの電子データでの保存義務付けは、急遽2年間猶予された。しかし、問題状況は依然として変わっていない。現在の紙対応の例外措置の法制化で零細事業者を守るのも一案である。加えて、政府は、消費税のインボイス方式への転換にあたり電子インボイスの導入も同時進行させるという状況にある。このことから、電帳法や電子インボイスなど「税務の電子化と事業納税者の権利利益保護の問題」も重要であるとの指摘があった。記念講演のテーマをこの問題してはどうか、との声もあった。
- ・ しかし、インボイス制度導入が2023年の10月1日からと迫っている。議論を重ねた結果、中小零細事業者の権利利益を守ることを含め、今回の記念講演では、インボイス導入の見直しを含め、インボイス問題の分析を中心にTCフォーラムの岡田俊明運営委員にお話しをお願いすることになった。